

平成30年度高年齢者雇用開発コンテスト
～ 生涯現役社会の実現に向けて ～

(主催：厚生労働省、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

高年齢者雇用開発コンテストは、高年齢者が長い職業人生の中で培ってきた知識や経験を職場で有効に活かすため、企業等が行った創意工夫の事例を広く募集・収集し、優秀事例について表彰を行うことで、改善事例と実際に働く高年齢者の働き方を国民及び企業等に広く周知することにより、雇用環境の整備に係る企業等の具体的な取組の普及・促進を図り、生涯現役社会の実現に向けた気運を醸成することを目的として実施します。

【募集内容】

働くことを希望する高年齢者が、年齢にかかわらず生涯現役でいきいきと働くことができるようにするために、各企業等が行った創意工夫の事例を募集します。参考として以下の改善項目を例示します。

- ① 制度面の改善：定年制の廃止・定年年齢の引上げ・継続雇用制度、賃金・評価制度の改善、短時間勤務等柔軟な雇用形態、役割の明示等
- ② 高年齢者を戦力化するための工夫：職場風土の改善、職場コミュニケーションの推進、新職場・職務の創出、従業員の意識啓発の取組等
- ③ 能力開発：高年齢者を対象とした教育訓練やキャリア形成支援の実施、高年齢者による技能伝承（技術指導者の選任、マイスター制度、マニュアル化、高年齢者と若年者のペア就労）等
- ④ 職場の環境改善：ミスの防止やムダな動きの削減などの取組み、疲労防止の取組、その他高年齢者が働きやすい職場環境とする等
- ⑤ 健康管理・安全衛生、その他：高年齢者を対象とした健康管理・メンタルヘルス（健康管理体制、健康管理上の工夫・配慮）、安全衛生管理（5S活動、安全衛生委員会、事故防止対策）、福利厚生（休憩室の設置、レクリエーション活動、生活設計相談体制）等

【応募方法】

- (1) 指定の応募様式に記入または入力の上、紙媒体または電子媒体で提出してください。また、写真、図、イラスト等、改善等の内容を具体的に示す参考資料を添付してください。
- (2) 応募様式は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下、「機構」といいます。）各都道府県支部高年齢・障害者業務課において紙媒体または電子媒体で配付します。また、機構のホームページからも入手できます。

【応募資格】

- (1) 原則として、企業からの応募とします。
- (2) 応募時点において、労働関係法令に関し重大な違反がないこととします。
 - ① 平成27年4月1日～平成29年9月30日の間に、労働基準関係法令違反の疑いで送検され、公表されていないこと。
 - ② 「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県局長等による指導の実施及び企業名の公表について」（平成29年1月20日付け基発0120第1号）に基づき公表されていないこと。
 - ③ 平成29年4月以降、職業安定法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に基づく勧告又は改善命令等の行政処分等を受けていないこと。
 - ④ 平成29年度の障害者雇用状況報告書において、法定雇用率を達成していること。
 - ⑤ 平成29年4月以降、労働保険料の未納がないこと。

- (3) 希望者全員が65歳まで働ける制度を導入し、高年齢者が持つ知識や経験を十分に活かして、いきいきと働くことができる職場環境となる創意工夫がなされていること。
但し、高年齢者雇用安定法の経過措置として継続雇用制度の対象者の基準を設けている場合は、希望者全員が65歳まで働ける制度には該当しないことから、当コンテストの趣旨に鑑み、対象外とします。
- (4) 応募時点前の各応募企業における事業年度において、平均した1月当たりの時間外労働時間が60時間以上である労働者がいないこととします。

【応募締切日】

平成30年4月20日（金） 当日消印有効

【提出先】

機構の各都道府県支部高齢・障害者業務課へ提出してください。

【賞】

- (1) 厚生労働大臣表彰
- | | |
|------|----|
| 最優秀賞 | 1編 |
| 優秀賞 | 2編 |
| 特別賞 | 3編 |
- (2) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰
- | | |
|-----|-----|
| 優秀賞 | 若干編 |
| 特別賞 | 若干編 |

※ 各賞の入賞編数は予定数であり、審査を経て入賞の有無、入賞編数が決定されます。

【審査】

学識経験者等から構成される審査委員会を設置し、審査します。

【入賞企業等の発表等】

- (1) 入賞企業等は、平成30年9月上旬を目処に厚生労働省及び機構において各報道機関等へ発表するとともに、入賞企業等には、各表彰区分に応じ厚生労働省または機構より通知します。また、10月中に表彰式を行います。
- (2) その他、厚生労働省および機構のホームページ、機構発行の「エルダー」誌上に入賞企業等の事例を掲載する予定です。

【問い合わせ先】

機構（ホームページ <http://www.jeed.or.jp/elderly/activity/activity02.html>）

機構の各都道府県支部高齢・障害者業務課

（ホームページ <http://www.jeed.or.jp/location/shibu/>）

【その他】

応募した文書の著作権および使用権は、主催者に帰属するものとし、応募事例は、厚生労働省、都道府県労働局、ハローワークおよび機構が実施する啓発活動に活用します。